

○公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

昭和29年6月30日

山口県条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第42条の規定に基き、公安委員会の委員の服務の宣誓について必要な事項を定めることを目的とする。

(宣誓書)

第2条 新たに委員となつた者は、別記様式による宣誓書を知事に提出してからでなければその職務を行つてはならない。